

2013(平成25)年9月分より 厚生年金保険料率が改定されます！

Contents

【 お知らせ 】 2013 (平成 25) 年 9 月分より厚生年金保険料率が改定されます！
 【 労務コンプライアンス自主点検 】 #18 労働者派遣①

お知らせ 2013 (平成 25) 年 9 月分より厚生年金保険料率が改定されます！

現在、厚生年金保険料率につきましては、2004 (平成 16) 年の法改正により、2017 (平成 29) 年まで、毎年、改定されることとなっています。これに伴い、本年につきましても 9 月分 (同年 10 月納付分) から、厚生年金保険料率が 0.354 ポイント上昇し、17.120%に改定されます。

今回改正された厚生年金保険料率は、「2013 (平成 25) 年 9 月分 (同年 10 月納付分) から 2014 (平成 26) 年 8 月分 (同年 9 月納付分)」までの保険料を算定する際の基礎となってまいります。

なお、本年 3 月分 (4 月納付分) から改定となりました全国健康保険協会管掌健康保険 (協会けんぽ) の保険料率につきましては、変更はございません (健康保険組合にお

(2013 (平成 25) 年 9 月分以降の保険料率)

		変更前	変更後
		(2013 年 8 月分まで)	(2013 年 9 月分以降)
保険料率	(全体)	16.766%	17.120%
	(折半)	8.383%	8.560%

ける保険料額等につきましては、加入する健康保険組合へご確認ください。)

労務コンプライアンス自主点検 #18 労働者派遣①

今回は、第 18 回目として労働者派遣についての自主点検です。

早速ですが、御社の状況に照らし合わせて、下記 1 から 4 を確認してみてください。

(チェック項目 ○×△)

	チェック項目	○×△
1.	派遣と請負の違いを理解している	
2.	請負と判断されるための基準について理解している	
3.	派遣受入期間の制限について理解している	
4.	労働者派遣ができない業務について理解している	

上記のうち、1 つでも「△」又は「×」が付いた場合には、注意が必要です。

今回から労働者派遣に関する注意点、特に派遣先事業主として注意すべき事項についてご説明させていただきます。まず、基礎的な知識として、「労働者派遣と請負の違い」について説明させていただきます。

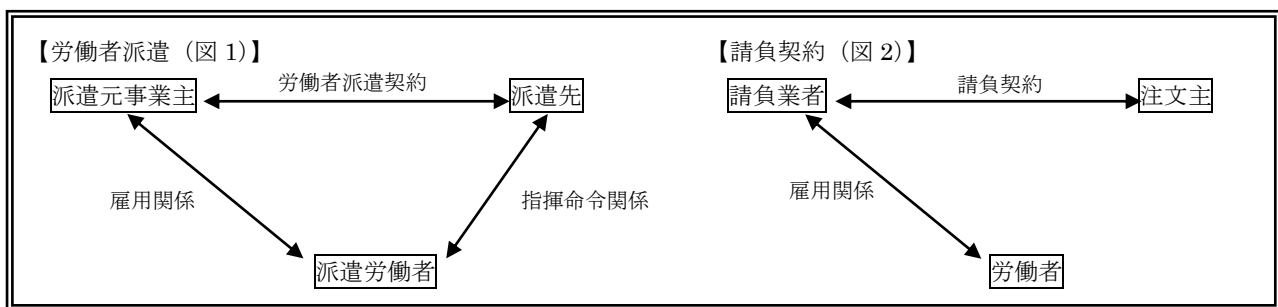
労働者派遣契約 (図 1) とは、労働者派遣法第 2 条第 1 号で「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない」と規定されています。こ

Social Insurance Consulting Firm EOS Firm News Vol.49 September'13

れに対し、請負契約（図 2）については、民法第 632 条において、「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」と規定されています。

言い換えますと、労働者派遣契約の場合は、派遣先企業が派遣労働者に対して、指揮命令を行うことができますが、請負の場合には、注文者は、請負人に対して仕事の注文をすることはできても、具体的な作業上の指揮命令はできないという点に大きな違いがあります。

このように、それぞれの根拠となる条文にも違いがありますが、より明確な基準として、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和 61 年 4 月 17 日労働省告示第 37 号）が示されており、その中において、①自己の雇用する労働者の労働力を、自ら直接利用するものであること、②請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであることが挙げられております。



次に労働者派遣契約の場合には、業務によっては派遣受入期間の制限があることに注意が必要です。主な業務としては、物の製造、軽作業、一般事務などは原則 1 年（過半数労働組合等の意見を聴いた上で 3 年間まで延長可）となっています。一方、政令で定められている 26 業務やその他、3 年以内の有期プロジェクト業務等については受け入れの期間に制限はありません。この制限期間についての注意点としては、派遣受入期間は、派遣会社や派遣労働者が変わっても通算されるという点です。この点については、派遣先企業でなければ派遣受入れ期間の制限に抵触する日が分かりませんので、派遣先企業が労働者派遣契約の締結時に派遣元会社に通知しなければなりません。

最後に、派遣労働者の従事できる業種に制限があり、①建設業務、②港湾運送業務、③警備業務、④病院等における医療関係業務については、派遣労働者を受け入れることは出来ません（労働者派遣法 4 条）ので、ご注意ください。

本紙に関するお問合せ、法改正に伴う就業規則・労使協定の見直し等、
人事労務に関するご相談等は、下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人 EOS

東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1849 FAX: 03-4577-1898 E-mail: accounting@epcs.co.jp

<http://www.epcs.co.jp/>

[アウトソーシングサービス Web サイト : http://www.epcsoutsourcing.com/](http://www.epcsoutsourcing.com/)

Social Insurance Consulting Firm EOS

Firm News Vol.49-2

～ We are always at your side ～